

▼○中島謙二議員▽ 自民党議員連盟の中島謙二であります。

本日の最後となります一般質問をただいまより行いますので、知事を始め関係部長の御答弁をよろしくお願いをいたします。

それではまず始めに、UIターン就農支援対策について伺います。

島根県の農業、農村は、安全・安心な食料などの安定供給を始め、国土や環境の保全、美しい景観形成など多面的な機能発揮を通じて、県民の健全で豊かな暮らしを支えています。また、食品加工業などの他産業とも結びつき、地域の発展を支える基幹的産業として重要な役割を果たしております。

しかし一方で、農業従事者や農村人口の減少、高齢化が進み、農業、農村の担い手を確保することが本県の農業にとって重要な課題となっている状況にあります。

こうした中、県は平成20年3月に新たな農林水産業・農山漁村活性化計画を策定され、持続的に発展する農林水産業・農山漁村の実現を基本目標に、消費者に買ってもらえる商品づくり、地域の実情に合った担い手づくり、魅力ある農山漁村づくりといった基本方針に沿った施策が展開され、担い手の確保育成等に取り組んでいるところであります。また、最近では、農業、自然志向の高まりや、景気経済動向による就農希望者が増加し、島根県へのUIターン就農希望者も増加傾向にあり、そのため島根県は首都圏や大阪等で就業相談会を開催し、積極的にPR活動を行っていると聞いております。

そこでまず、地域の実情に合った担い手づくりの内容、現状のUIターン新規就農者希望者数及びその支援対策について伺います。

次に、益田市においては昭和49年度から63年度にかけて、総事業費225億円を投じて国営総合農地開発事業が実施され、422ヘクタールに及ぶ広大な農地が生み出されております。この開発農地での営農は昭和51年に始まり、生産者の幾多の御努力の末、現在では、温暖な気候を生かした県内でも有数のブドウ、トマトといった園芸を中心とした大規模な農業が展開され、ここで生産された農作物は、県内はもとより関西方面や広島方面の消費者から高い評価を得ております。

先般、溝口知事と一緒に、地域の生産者の方と意見交換をする機会を得たところでありますが、その

際、この開発農地も入植開始後30年を経過しており、島根県内に共通した問題である後継者不足や高齢化が進み、遊休化した農地が見られるようになっており、非常に残念な状況であり、早急に対策を講じてほしいとの声がありました。こうした農地が長期にわたって放置されるのは、周辺の農地に対する病虫害などの影響や、美しい農村風景の観点から見ても、決して望ましい姿ではありません。そのため、やむを得ず遊休化した農地については、新たな担い手にあっせんするなどしてその活用を図っていくことが重要であると考えておりますが、そこで現在、しまね農業振興公社が所有している12.7ヘクタールの農地も含め、遊休農地における耕作者の確保にどのような取り組みを行っているのか、伺います。

今後、このような遊休農地の積極的な利用拡大を図り、10年、20年後の農業振興につながる農業就業者の定住を促進していくためには、大規模な農業関連企業や建設業等の他業種からの新規参入のみならず、UIターン等の新規就農希望者についても新たな担い手として、開発農地への誘導を図っていくことが有効と考えられます。このような観点から、しまね農業振興公社が所有している土地の活用も含めて、UIターン等の新規就農希望者に対する農業研修や定住に向けての農地の提供等を行う支援体制を整えることが必要と考えますが、県の考えを伺います。

次に、発達障害の支援制度についてであります。

発達障害とは、自閉症や、知的発達におくれはないが対人関係づくりが苦手なアスペルガー症候群、読み書きなど特定の分野が苦手な学習障害、年齢にふつり合いな注意力、衝動性、多動性を示す注意欠陥多動性障害など、脳機能の障害でその症状が通常低年齢層において発現されるものであります。

この発達障害は、早期発見、早期療育が重要であるとともに、乳幼児期から成人期までの一貫した支援が必要であります。発達障害の支援については制度の狭間にある障害として、取り組みがおくれている状況にありました。そのため、平成17年4月1日に発達障害者支援法が施行され、国と地方公共団体の責務が明らかにされ、県が中心となってその発達障害の支援を行うようになっております。

それに伴い、島根県においても本格的な支援の取り組みが開始され、県内東部、西部の2カ所に発達

障害者支援センターウインドを設置し、この支援センターを中心に、発達障害者や家族から、育児や生活、学校、職場などの問題について相談を受け、必要に応じて医療、福祉、保健、教育、就労など関係機関への紹介や、就労を希望される場合はハローワーク、障害者職業センター等と協力して就労支援など、昨年度も400人余りの発達障害者の相談支援を実施し、また市町村、学校、保健、福祉、医療関係者など発達障害の支援にかかわる機関の職員のための研修や情報提供、広報を行っているところであります。

この発達障害については、一人一人が持つ学習面、行動面、社会性やコミュニケーションなどの課題に対して、さまざまな分野が連携して、発達障害の早期発見はもとより、生涯にわたって適宜適切な支援を行っていくことが不可欠であります。しかし、発達障害に対する関心や、当事者や家族、学校等における支援のニーズはますます高まってきておりますが、支援する側の福祉、保健、教育、労働における連携は依然として十分とは言えず、今後、今まで以上の取り組みが必要となっております。

このような状況の中、国においては、発達障害者支援法の施行から3年がたったことから、発達障害者支援に対する見直しが行われていると聞いておりますが、その内容についてお聞かせください。

また、このような国の動きや課題を踏まえて、島根県では今後の発達障害に対する支援の充実を図るため、支援体制の見直しの検討や、県と市町村、学校、事業者の役割分担の明確化、支援に向けた取り組み等の検討等を行っていますが、具体的にどのような取り組みを行うのか、検討状況についてもお聞かせください。

さらに、障害者に対する支援は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人が障害のない人と同じように毎日を過ごし、ともに生き生きと活動できる地域づくりを目指した障害者支援の新しい枠組みとして、平成18年に障害者自立支援法が施行されております。これにより、障害者は在宅介護や重度訪問介護などの介護給付、共同生活介護や自立訓練などの訓練等給付など、自立支援給付を中心とした総合的なサービスを利用することができるようになっております。しかし、この法律には、その対象として発達障害が明記されていないため、発達障害者が知的障害を合わせ持つ場合は生活上の支援が

得られますが、多くの場合、他の障害者と異なり、生活上必要な公的支援制度の中で使えるサービスが少ないと言われております。

このため、本年3月には、発達障害者が支援をより受けやすくするため、障害者自立支援法に発達障害を加える同法改正案が国会に提出されましたが、衆議院の解散により廃案となってしまい、十分な支援がない状況は改善されていないと聞いておりますが、今後の見通しについてお聞かせください。

続いて、水と緑の森づくり税について伺います。

島根県は森林率79%で、高知、岐阜県に次ぐ全国3位の森林県であります。森林は、水資源涵養、県土保全や地球温暖化防止の機能など、県民が安全で安心な生活を営む上で不可欠な公益的機能を有しており、県民共有の財産であります。しかし、本県においては、過疎化や高齢化、石油製品や鉄、コンクリートなど木材にかわる製品の使用による木材需要の落ち込みや大量の木材輸入等により、材木価格の低迷、森林の放置による荒廃が近年深刻化してきております。

このように森林の放置が進み、間伐をしなくなると、太陽光が林の中に入らなくなるため下草などが生えず、土砂流出の原因となり、また樹木も細くなり、風雪害や病害虫を受けやすくなるなどにより荒廃森林が増加し、その結果、水資源涵養、県土保全や地球温暖化などの公益的機能が低下することとなるため、渇水、洪水、土砂災害の危険性が高まる可能性があります。そのため、島根県は、水資源の涵養、県土保全等、すべての県民が享受している安全で安心な生活に不可欠な水をはぐくむ緑豊かな森や緑を保全し、次世代に引き継ぐことを目的として、平成17年度に島根県水と緑の森づくり税を導入し、県民1人当たり年間500円、法人においては均等割の5%相当を徴収して基金積み立てを行い、県民及び県が協働して取り組む水と緑の森づくりに関する施策を展開しております。

しかし、この制度も平成21年度までの5年間の時限となっているため、本年度が最終年度となっております。具体的には、不要木の伐採などを行う県民再生の森事業、県民の主体的な森づくり活動を支援する森づくり・資源活用実践事業、これらの事業の啓発のための森づくり推進事業の3事業が実施され、県内各地で多くの方々が活動に参加され、着実に成果を上げていると聞いております。

実際に私も、ことし3月に益田市赤雁町で開催されました、海を豊かにする森づくりを目的とした植樹祭に参加させていただきました。当日は、主催者である地元のふるさと森と海づくり研究会のメンバーのほかに、益田東高校の生徒、地元の漁業者、住民の方々など約120名が参加されています。

開会に当たり、私から参加された皆さんに、森林の落ち葉が腐る段階で水溶性のフルボ酸という物質ができ、そのフルボ酸が土の中の鉄と結合し、フルボ酸鉄ができます。そして、そのフルボ酸鉄が河川から海に運ばれ、それを食物プランクトンや海藻が吸収し繁殖することにより魚が集まってくることとなり、その結果、海が豊かになりますという話をさせていただきました。そしてその後、知事も参加され、山の斜面約1ヘクタールにヒノキや杉、ケヤキなどの苗木3,000本の植樹をいたしました。その中で森林資源の恩恵やその大切さ、また森林教育の重要性等を感じ取ることができる機会であり、改めて島根県水と緑の森づくり税の意義と役割、そして今後の必要性についても考えるよい機会になったと考えております。

この水と緑の森づくり税は、先ほど申し上げましたように本年度が最終年度になりますが、県は県民の税や事業に対する認知度や森づくりに対する意識の変化を把握分析し、事業効果を検証するとともに、平成22年4月以降の取り扱いを検討するため、本年3月から4月にかけて県内各地で県民に対するアンケート調査を実施していますが、まずその結果をお聞かせください。

また、7月には県内3会場で、水と緑の森づくり税の今後のあり方について、県民代表から意見を伺うため、水と緑の森づくり県民意見交換会を開催されていますが、その際どのような意見が出ていたのか、伺います。

そして、この意見交換会には知事自身も出席されたと聞いております。知事はこのように実際に地域住民の方々と一緒に植樹作業を行われ、また意見交換会の場で直接県民から意見を聞かれたわけですが、それを踏まえ、これまでの水と緑の森づくり事業の実績及び効果をどのように考えておられるのか、伺います。

また現在、過去5年間の事業検証と今後の取り扱いについて検討されていますが、私は基本的に、本事業により、県民の森林を再生し水をはぐくむ緑豊

かな森を次の世代に引き継ぐという意識が確実に高まってきていると感じており、今後も継続して取り組むべき施策だと考えております。そして、継続に当たっては、里山を中心に拡大している竹林の伐採対策、また次世代を担う子どもたちに森林に対する正しい理解を深めさせるための教育的活動等もポスト対策に積極的に取り入れていくべきだとも考えております。

そこで、これまでの実績、効果や県民の意見等を踏まえ、今後も継続されるのか、また継続される場合、ポスト対策についてどう考えられるのか、知事の所見をお聞かせください。

最後に、がん対策の推進について伺います。

日本の平均寿命は、公衆衛生の改善や医学の飛躍的な進歩等により急速に伸び、今や世界一の長寿国と言えるまでになっております。しかし、このような中で、がんは我が国において昭和56年から依然として死因の第1位であり、年間30万人以上の国民が亡くなっている状況にあります。

がんは、細胞のDNAに突然変異が積み重なってできると言われております。この突然変異は、年齢とともに自然に増加していきと言われております。そうしますと、今後さらに加齢により発症リスクが高まり、ますます高齢化が進行することを踏まえ、その死亡者数は今後とも増加していくと推測される一方で、小児の死因を見てもがんが上位を占めている状況にあります。こうしたことから、がんは国民病であると呼んでも過言ではないと言われております。

また、本県の状況を見れば、毎年2,500人の県民が亡くなり、その中には20代から50代の働き盛りの人が1割以上の260人も含まれ、またその数は年々増加している状況にあります。そこで、県では、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっているなど、がんが県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、質の高いがん医療実現並びにがんの予防及び早期発見の推進を図るため、平成18年9月に全国に先駆けて島根県がん対策推進条例を制定し、がん医療の水準の向上や、県民に対するがん医療に関する情報の提供、がんの予防及び早期発見の推進、緩和ケアの推進、そして患者会等の活動の支援など、がん対策を総合的に推進することとしております。

そして、この条例の趣旨に沿って、昨年3月に

は、すべての県民及びがん患者や家族の立場に立って、がん対策の総合的な推進を図るため、島根県ががん対策推進計画を策定し、がん死亡率の低減、がん検診受診者数の増加、がん薬物療法、放射線療法に精通した医師の確保など、平成20年度から24年度までの5年間に重点的に取り組むべき施策や目標を明らかにし、積極的に取り組まれているところであり、また、平成19年7月からは、県内の6つのがん診療拠点病院等へ高度医療機器を整備し、がんの●診断●、治療水準の向上を図ることを目的として、全国初のがん対策募金事業に県民挙げて取り組み、この活動に賛同した民間企業からも、がん対策募金つき商品の取り組みを始めとして積極的に賛同、参加していただき、大きな成果が上がっていると聞いております。

一方、平成17年12月には、益田市で全国初のがんサロンが開設され、現在、県内全域で22の団体が活動していますが、今月21日には出雲市でがんサロン誕生パワーと秘訣、出雲からつなごう結ぼう命のえにしとして、第1回全国がんサロン交流会が開催され、同じく27日には、がんの予防検診の大切さ、診断、治療や緩和ケアなどについて、医療提供者と患者、家族だけではなくすべての県民が対等な立場でがん医療について語り合い相互理解を深める全国初の取り組みである「知ろう 語ろう がんのこと 2009」として、がん患者塾が松江市で開催される予定です。

このように、全国に先駆けた県民、患者と家族、民間企業、そして行政等が一体となった七位一体の取り組みは全国的にも注目されるとともに、県民のがん対策に対する意識が大きく高まってきております。また、国においても、平成18年6月のがん対策基本法を制定以来、さまざまながん対策を進めてきておりますが、この7月には、当時の厚生労働大臣である舛添要一大臣が、国民に対してがん検診を受診していただくということを明確なメッセージとして打ち上げたいとあいさつし、がん検診50%推進本部が設置されております。そして、10月には、がん検診率50%達成に向けた集中キャンペーンが実施される予定となっております。

そこで、このような状況を踏まえ、議会としても大多数の議員の賛同を得て、がん撲滅に係る宣言をし、県民意識の高まりをさらに後押ししたいと考えているところでありますが、知事はがん対策先進県

である島根県として今後どのように取り組んでいかれるのか、伺います。

私は、毎年2,500人も県民が亡くなる状況を改善するためには、がん予防の推進、具体的には現状において全国に比べ低いがん検診の受診者数を飛躍的に伸ばし、早期発見をすることが最も近道であり、また最も必要と考えておりますが、今後県は具体的にどのような取り組みを進めていかれるのか、お聞かせください。

以上で私の一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

▼○議長（田原正居）▽ 溝口知事。

〔溝口知事登壇〕

▼○知事（溝口善兵衛）▽ 中島議員の御質問にお答えいたします。

私からは、水と緑の森づくり事業、それとがん対策について申し上げます。

まず、水と緑の森づくり税に基づきますいろんな事業の展開、どのように評価してるか、あるいはこの税に対する県民の意見はどうか、それを踏まえて今後どういう対策をとるかということでございます。

まず、実績といたしましては、荒廃森林の再生ということで、当初、3,500ヘクタール以上の森林を整備をするということでございましたが、それ以上の森林を再生できる見込みであるというふうに報告を受けております。それから、県民が森づくりにいろいろ参加する活動を支援するというのをこの税でやってるわけですが、延べ4万6,000人以上の県民の方々を参加をされてるということでございます。

私も、お話にありましたが、いろいろな植林の現場に出かけていきまして、県民の皆さんの関心ぐあいなども見させていただいたりしておるわけですが、子どもから、あるいは高校生ぐらいいまで、余り森と親しくつき合うことの少ない人たちも参加して、非常によかったというような感想を漏らしてるのをよく聞きました。それから、自治会でありますとか、あるいは教育機関の人々、そういう方々もそういうことを漏らしておられて、そういう活動が県民の森を大切にしよう、はぐくもうという意識を高めてる効果は非常に大きいというふうに感じてるところであります。

それから、松江市で県民の意見を聞く会を催し、

私も出席したわけでございますが、皆さんからは、荒廃森林の再生の継続あるいは木材の利用、それから竹林対策なども進めてほしいという声がありました。それから、身近なところでの森づくり、緑づくりということも大切だというような意見もあったところであります。それから、県では1,000人の方々からアンケートをいただいたり、あるいはさらにほかの場でも意見交換会を行っておりますが、そういう森林をはぐくみ育てていくためには現行の税額を引き上げてもよいのではないかとというような声もありました。

こうしたこれまでの実績でありますとか、県民の方々の意見、それから税でございますから、やはり経済の状況なども総合的に勘案した結果、私どもとしては税額は現状でどうかと、それから用途につきましては、現在の事業は継続しつつ拡充をします。例えば里山や観光地周辺の森林の整備でありますとか、子どもたちへの森林になじむ教育などにも収入を充ててはどうかといったようなことも検討課題だと思います。

いずれにしましても、今後、パブリックコメントに出しまして、意見をさらに広く県民の方々から伺った上で、年内には次期の水と緑の森づくり税及び事業をどうするかということについて結論を出していきたいというふうに考えてるところであります。

それから、今後のがん対策でございます。

議員が説明されましたように、全国に先駆けてがん対策推進条例を制定をしたり、あるいは最近におきましては全国初めてのがん対策募金が県民運動として展開もされておまして、議会、県民の方々あるいは行政が一体となってがん対策を総合的に進めてきておるところであります。さらに、今議会において、がん撲滅に係る宣言が議員提案されると伺っておりますけれども、こうした議会の動きががん対策の推進ということに大きく貢献をするわけであります。やはり県民の方々のがんに対する知識、関心を高めるということが予防にとって大事なわけでございます。そういう意味で、そうした議会の動きは大変心強く受けとめております。

そこで、がんの対策をどういうふうにしていくべきかというのが議員の質問でありますけれども、やはり県民のがんによる死亡率を減少させるためには、御指摘にありましたように、がんの早期発見と早期診断、これが予防にとって大変大事なんではな

いかと思います。そういう意味におきまして、がん検診の受診者数を増加させる、そういうことに重点も置きましてがん対策を進めていかなければなりませんし、それから今度のがん募金におきましても、県民の方々からの貢献もあったわけでございますが、県としてもがん治療のための体制整備を進めていく必要があるというふうに考えてるところであります。以上であります。

▼○議長（田原正居）▽ 錦織健康福祉部長。

〔錦織健康福祉部長登壇〕

▼○健康福祉部長（錦織厚雄）▽ 私からは、発達障害者支援制度とがん検診についてお答えをいたします。

まず、国の発達障害者支援の見直し内容についてであります。

国では検討会が設置をされまして、発達障害者支援に関する検討結果が昨年度まとめられております。この検討会の報告書におきましては、まず発達障害者当事者とその家族に対して、乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援が重要であり、そのために地域での支援体制の整備が必要であること、そして支援にかかわる市町村や学校、療育機関、発達障害者支援センターなどの機関が役割を分担をして連携を図りながら、発達障害の特性に応じた専門性の高い支援を行うことが重要であり、そのための人材育成や情報提供、啓発が必要であることなどが示されております。

また、発達障害者支援に関する県の検討状況についてであります。

発達障害者支援に関する本県の現状と課題を検証いたしまして、今後の支援のあり方や具体的な取り組みを検討するために、県の自立支援協議会の中に医師や家族、支援関係者などによる発達障害者支援部会を本年4月に設置をしております。この部会では、これまで当事者や家族、市町村、療育機関、保育所等を対象にヒアリングやアンケート調査を行っております。これらの分析や乳幼児期の支援のあり方について議論を行っていただいております。今後、学齢期や成人期における支援のあり方、発達障害者支援センターの役割、医療体制、啓発、市町村等における支援システムの構築等の検討を図りながら、今年度末までに検討結果をまとめる予定でございます。

また、発達障害の今後の法的な位置づけの明確化

等についてであります。

さきの国会で提出された障害者自立支援法の見直し案では、発達障害者を障害者の範囲に含むことが明記される予定でございましたけれども、衆議院の解散で廃案となったことは御指摘のとおりでございます。民主党のマニフェストでは、発達障害や高次脳機能障害などについては施策の対象として明確に位置づけ、制度の谷間をなくすこととされております。今後、国において議論が進むと思われませんが、法律への明記や障害特性に応じたサービスの充実が図られることを期待しております。

次に、がん検診受診者数を伸ばす取り組みについてであります。

先ほど知事から申し上げましたとおり、やはり今後はがん検診の受診者を伸ばすというのが大きな柱であります。その中で、2つの柱で取り組んでいきたいと考えております。

1つ目の柱は、検診を受けようとする県民一人一人の意識の醸成でございます。具体的には、民間企業と連携した啓発、受診促進事業の実施、そして市町村が実施いたします受診者への個別通知への緊急雇用創出事業による助成、そして従来から行っておりますけれども、広報やがん検診啓発サポーター及びがん検診啓発協力事業所登録などの啓発活動の充実などでございます。

2つ目の柱といたしましては、受診しやすい検診体制でございます。具体的には、受診率向上効果が見込まれます休日や時間外検診への支援、そしてマンモグラフィー検診機器や子宮がん検診車の整備、これらのことに取り組むこととしております。以上でございます。

▼○議長（田原正居）▽ 石垣農林水産部長。

〔石垣農林水産部長登壇〕

▼○農林水産部長（石垣英司）▽ 中島議員からの御質問、大きく2点ありましたけれども、まず1つ目、UIターン就農支援対策について、3つのポイントがあったかと思いますが、お答えしてまいります。

まず1つ目、地域の実情に合った担い手づくりの内容と現状のUIターン新規就農者希望者数及びその支援体制についてであります。

議員の御質問の中にありました新たな農林水産業・農山漁村活性化計画におきまして、地域の実情に合った担い手づくりとしては、1つが産業として

自立する担い手の確保育成、もう一つが地域を守る担い手の確保育成、この2つをあわせて推進していくということでもあります。この地域の実情に合ったというところをもう少し具体的に申しますと、地域の地理的な条件、平地か山間地かといったようなこと、あるいは圃場の条件、区画が大きいか狭いかといったようなこと、あるいは農業労働力の状況、その地域において高齢化が進んでいるか、あるいは後継者がどの程度いらっしゃるかといったようなこと、こういった状況などを考慮いたしまして、認定農業者、集落営農組織、あるいは農外企業の参入、そして新規の就農者と、こういった多様な担い手を地域ごとに育成していこうというものでございます。

この中で、新規就農者の希望者についてでございますけれども、今年度からUIターン就農を積極的に進める就業プランナーといったものを2名を配置いたしまして、相談活動を強化していくこととしております。就農相談会でございますけれども、全国就農相談会というものが東京では5月、大阪で7月に開催されておりますが、前年と比べて約2倍の約60名の相談者がありました。また、県独自といたしましても相談会開催したわけでございますが、東京では6月と7月の2回、大阪と広島で8月に開催したわけでございますけれども、58名の相談をこれらで受けております。現在、各地域には置かれております担い手育成総合支援協議会とも連携をしながら、雇用就農、雇われて働くわけでございますけれども、雇用就農先の紹介と、もう一つ、みずから自営される、営まれる、自営される就農を実際に実現していくための、このためにそれに向けた相談を継続して行っているところでございます。

さらに、新規就農者対策として、今年度より国庫補助事業と県単事業両方で実施されております、国の場合ですと農の雇用事業でございますけれども、こういった事業におきましては57名の雇用就農がありまして、その中でUIターン者は21名となっております。このほか、県の支援策といたしまして、がらばる地域応援総合事業における機械施設などへの助成、早期経営安定資金の融資、各地域の特色ある作物を対象にいたしましたアグリスクールの開催やUIターンの方のための研修費の助成、こういったものを実施しております。

もう一つ、自営就農に向けては9名が準備中であ

りますが、そのうちの3名の方がUIターンと、こういうことになっております。

続いて、2つ目のポイントでありますけれども、現在、しまね農業振興公社が所有している12.7ヘクタールの農地も含めて、遊休農地における耕作者の確保についてであります。

国営事業で整備されております大規模な開発農地は、県の農業を進める上で貴重な資源でありまして、その十分な活用を図ることが県及びそれぞれの地域の農業振興の観点からも重要な課題であると考えております。こういった点から、県では新たな農林水産業・農山漁村活性化計画において、開発農地の営農推進プロジェクト、これを立ち上げまして、関係する市や町などと連携をいたしまして、開発農地を生かした営農の推進に取り組んでいるところでございます。このプロジェクトの中におきまして、益田の開発農地の遊休農地におけます耕作者の確保に向けまして、農業への参入意向がある企業との仲介あるいはUIターン農業者のための国庫補助事業を活用した遊休農地の再生と、こういった支援活動を展開してきたところでございます。また、益田市におきましても、しまね農業振興公社所有の農地も含めまして、ホームページにおいて遊休農地の情報提供などの取り組みが行われているといったところでございます。

3つ目のポイントでございますけれども、しまね農業振興公社が所有している土地の活用も含め、UIターン等、新規就農希望者に対する農業研修や定住に向けての農地提供等の支援体制を整えることについてでございます。

UIターン等の新規就農希望者に対しましては、益田の開発農地における新たな営農の担い手の一つとして、私どもも大いに期待しているところでございます。現在、益田地域において、UIターンを含めた新規就農希望者に対しましては、既に入植している農家での研修や技術の習得を目的とした益田帰農塾の開催等を人的な面で支援しております。具体的には、普及職員が技術習得に当たって立ち会うと、直接指導を行うといったようなことでございます。今後はこうした新規就農希望者等が開発農地にしっかりと定着していくよう、先ほど申しましたけれども、就農準備のための資金の融資でありますとか、研修や所要の施設の整備等への助成といったような各種の事業制度の活用も含めまして、さらに取

り組みを進めていく必要があると考えております。このため、県といたしましても益田市農業担い手支援センター等関係者の皆さんと連携を強めるとともに、地元との意見交換なども通じまして、具体的な支援の枠組み、さらには耕作、こういったものについて幅広い検討を進めていきたいと考えております。

大きな項目としてもう一点でございます。水と緑の森づくり税についてのアンケート調査結果、県民意見交換会での意見についてでございます。

先ほど知事からも答弁がありましたけれども、水と緑の森づくり税に関する意識調査のために、本年3月から4月にかけて、一般の県民を対象といたしましての街頭アンケート調査を実施いたしました。これは、県内の7つの地域において1,208名の県民の皆様から御回答をいただきました。

まず、水と緑の森づくり税の負担について、賛成であるとした県民が54%、どちらかという賛成とした県民が29%でありまして、合計83%の県民が税負担についての理解を示されたところであります。

税額でございますけれども、現在の税額と同額の年間500円が適当であるとした県民が42%、1,000円が適当とした県民が33%となり、現行の500円という税額を支持する声が多かったところであります。

今後新たに必要とする使い道、使途でございますけれども、これにつきましては、松くい虫被害跡地対策を期待する声が最も多くありまして、以下、子どもたちに対する森林教育、気象災害からの復旧、竹やぶの伐採整備といった形で続けております。

さらに、県民意見交換会、こちらがことしの7月に松江市、浜田市及び隠岐の島町で開催されました。3会場合わせまして457名の県民の皆様が御参加をいただいたところでございます。この中で、現在の森づくりの取り組み状況、これを報告いたしますとともに、県内のボランティア団体等による実際の森づくり活動の事例発表、そして会場の県民の皆様との意見交換を行いました。終了後には、参加された皆様からもアンケートをいただいております。

この中で、税の負担につきましては、来場された方の多数が賛成である意思表示をされました。税額につきましては、年額500円が適当とした県民が40%、1,000円が適当とした県民が46%でありました。使い道でありますけれども、現在行っておる荒廃森林の再生事業の継続についての要望に加えま

して、子どもに対する森林教育の実施、町の中に県産材を用いた木製品を置くなど目に触れやすい取り組みやバイオマス利用に対する意見が寄せられたところでございます。

もう一つ、これで最後でございますけれども、8月には各界代表の委員6名による水と緑の森づくりのあり方に関する意見交換会も開催されました。税額は1,000円が適当とする意見が多かったところがあります。使い道については、竹林松くい虫被害跡地は森林が荒れていることのシンボルになっており、整備しなければならないこと、あるいはNPOなどの団体が継続して整備を行えるような制度の充実が必要との指摘があったところでございます。大変長くなりましたが、以上でございます。